学校教育情報化推進専門家会議 (第1回)令和3年9月9日

「学校教育情報化推進計画」策定に向けた事項(たたき台)

(本計画の位置付け)

〇 令和元年6月「学校教育の情報化の推進に関する法律」が成立し、公布・施行された。同法第8条等に基づき、学校教育の情報化の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「学校教育情報化推進計画」を定めるもの。

第1部 我が国における学校教育の情報化の方向性(総論)

1. 学校教育の情報化の現状と課題

2. 学校教育の情報化に関する基本的な方針

- ・ 学校教育情報化推進法の第3条各号の基本理念※を踏まえつつ、法律成立後の GIGA スクール構想等の進展を踏まえ、今後の取組の基本的な方針について整理。
- 例えば以下のような項目が考えられるのではないか。

① ICT の特性を児童生徒の資質・能力の育成に最大限活かす

- ・ ICT の特性を活かし、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じて主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげ、情報活用能力をはじめ として、児童生徒の資質・能力を育成する。
- ・ デジタルとアナログとの多様な学習の適切な組み合わせにより、一定の目標を全ての児童生徒が達成することを目指し、個々の児童生徒に応じて異なる方法等で学習を推進するとともに、個々の児童生徒の興味・関心等に応じて、学習を深め、広げることを推進する。
- ・他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し、情報社会での 行動に責任を持つようにするとともに、危険回避など情報を正しく安全に利用で き、コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解するように 資質・能力を育成する。

② 誰一人取り残すことなく ICT の恵沢を享受できる環境を実現する

・ 全ての児童生徒が、学校における ICT の活用を「当たり前」「日常的」のこととし、その家庭の経済的な状況、居住する地域、障害の有無等にかかわらず、ICT の 恵沢を享受できる学校の教育環境を整備する。

③ デジタル化や教育データの利活用を進め、校務や学習等を変革し教育の質を向上させる

- 校務のデジタル化により、業務の効率化や学校における働き方改革につなげる。
- ・ 校務や学習の様々な教育データの蓄積・可視化・活用し、学校経営、指導等の改善につなげるなど教育の質を向上する。

④ 安全に ICT を活用できる基盤をつくる

- ・児童生徒等の個人情報の適正な取扱いと情報セキュリティの確保を図り、安全に ICT を活用できる基盤をつくる。
- ※【参考】学校教育の情報化の推進に関する法律(抄) (基本理念)
- 第三条 学校教育の情報化の推進は、情報通信技術の特性を生かして、個々の児童生徒の能力、特性等に応じた教育、双方向性のある教育(児童生徒の主体的な学習を促す教育をいう。)等が学校の教員による適切な指導を通じて行われることにより、各教科等の指導等において、情報及び情報手段を主体的に選択し、及びこれを活用する能力の体系的な育成その他の知識及び技能の習得等(心身の発達に応じて、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うことをいう。)が効果的に図られるよう行われなければならない。
- 2 学校教育の情報化の推進は、デジタル教科書その他のデジタル教材を活用した学習その他の情報通信技術を活用した学習とデジタル教材以外の教材を活用した学習、体験学習等とを適切に組み合わせること等により、多様な方法による学習が推進されるよう行われなければならない。
- 3 学校教育の情報化の推進は、全ての児童生徒が、その家庭の経済的な状況、居住する地域、障害の有無等にかかわらず、等しく、学校教育の情報化の恵沢を享受し、もって教育の機会均等が図られるよう行われなければならない。
- 4 学校教育の情報化の推進は、情報通信技術を活用した<u>学校事務の効率化により、学校の教職員</u> の負担が軽減され、児童生徒に対する教育の充実が図られるよう行われなければならない。
- 5 学校教育の情報化の推進は、<u>児童生徒等の個人情報の適正な取扱い及びサイバーセキュリティ</u> (サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュ リティをいう。第十七条において同じ。)の確保を図りつつ行われなければならない。
- 6 学校教育の情報化の推進は、<u>児童生徒による情報通信技術の利用が児童生徒の健康、生活等に</u> 及ぼす影響に十分配慮して行われなければならない。

3. 基本的な方針を実現するために特に留意すべき視点

4. 計画期間

・ 技術革新のスピードの速い ICT 分野の特性を踏まえ、計画期間として設定する年限 として、どれほどの長さが相応しいか。(例えば3年程度など)

5. 学校教育の情報化に関する目標

・ 児童生徒の情報活用能力等の資質・能力、教師の ICT 活用指導力、ICT 支援員など指導体制、教育への ICT 活用状況、今後の学校の情報化に係る環境整備、ICT の活用による校務の効率化の状況などについての目標を設定。

第2部 計画的に講ずべき施策(各論)

1. 基本的な方向性を実現するための施策

- ・法律施行後に GIGA スクール構想が進捗し、状況は大きく変化したことも踏まえて、 具体的な施策を記載。
- ① ICT の特性を児童生徒の資質・能力の育成に最大限活かす
 - ○情報活用能力等の育成
 - 〇人権、知的財産権など自他の権利を尊重、健康との関わり
 - ○デジタル教材等の開発及び普及の推進
 - ○デジタル教科書の本格的な導入、教科書に係る制度の見直し
 - ○学校の教職員の資質の向上
- ② 誰一人取り残すことなく ICT の恵沢を享受できる環境を実現する
 - ○障害のある児童生徒の教育環境の整備
 - 〇相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保
 - ○学校における情報通信技術の活用のための環境の整備
 - 〇人材の確保等
- ③ デジタル化や教育データの利活用を進め、校務や学習等を変革し教育の質を向上させる
 - 〇情報化による校務効率化
 - ○児童生徒の学習状況等に関する情報等を共有する体制の整備
 - ○教育データや先端技術の利活用

④ 安全に ICT を活用できる基盤をつくる

- ○個人情報の保護等
- ○教育情報セキュリティの確保

2. 施策の遂行に当たって特に留意すべき視点

- ○調査研究等の推進
- ○国民の理解と関心の増進
- 〇地域、大学や民間企業等との連携